

平成 20 年 3 月 13 日

評議員会会長挨拶

社団法人全国建設業協会  
会長 前田 靖治

評議員会の開催にあたりまして一言ご挨拶申し上げます。

皆様方におかれましては、日頃より全建の事業運営に深いご理解とご協力をいただきまして厚く御礼申し上げます。

我が国経済の状況は、急速に進む円高の影響とアメリカ経済の減速感から、世界同時株安の懸念が高まり、先行きには不透明感が強くなっております。また、公共投資については総じて低調に推移しているとされており、住宅建設については建築確認制度の見直しによる影響から徐々に持ち直しの動きがみられるものの、依然として低い水準にあるとされております。また、公共投資関連予算をみますと、2月に成立した国の平成19年度補正予算において、およそ0.4兆円の災害対策費の予算措置を講じることとされましたが、補正後の公共事業関係費は前年を下回っており、依然として厳しい状況が続いております。

建設業界、特に地方の中小・中堅建設企業は、長年にわたる公共事業費の大幅な削減や入札契約制度改革に伴う価格競争の激化によるダンピング受注によりこれまで以上に厳しい経営環境に直面しており、本会会員企業の倒産も高水準で推移しています。また、原油高に伴う原材料価格の上昇など、建設業の経営が今以上に厳しさを増すことが予測される中、地域間格差・企業間格差の更なる広がりが懸念されます。

自然災害の多発する我が国では、国民の安全・安心を確保するためにも、計画的な社会資本整備が喫緊の課題であり、業界の果たすべき役割は非常に重要であります。本会といたしましては、必要な社会資本整備の推進とあわせ、地方財政の地域格差是正による地方財源の拡充への取り組みと合わせ、地域経済の活性化のため、より積極的な財政措置が講じられるよう各都道府県協会とともに総力をあげて国・地方公共団体等関係機関に要望してまいる所存であります。

また、こうした公共事業や、地域の建設業の取り組みについて、国民・社会から正

しい理解と認識が得られるよう、社会貢献活動推進月間中央行事をはじめ、適切なPR活動やイメージアップ活動に積極的に取り組んでまいります。

続いて、本会ならびに各都道府県協会の当面する課題として、「公益法人制度改革への対応について」でございます。先に示された公益法人改革三法に続き、平成20年度の税制改正大綱において、一般社団法人、公益社団法人の税制上の取り扱いが固まるとともに、公益法人会計基準の運用指針(案)等が示されております。本年12月から5年間のうちに現存の公益法人の一般社団、または公益社団への移行に関する認定作業が開始されることとなりますが、移行認定に向けては解決すべき多くの課題があり、適切な対応が求められます。このため、本会では平成20年度の事業計画(案)の中で重点事項にも取り上げましたが、全建事務局内に公益法人制度改革に対応するためのプロジェクトチームを設置し、認定の申請に向けて体制を整備するとともに、行政機関からの情報収集に努めることといたしました。今後は、各都道府県協会との連携を密にするとともに情報の共有化を図るなど、適切な移行手続きが行えるよう、努力してまいりたいと存じます。

建設業を取り巻く環境は、数次に渡る入札契約制度の見直し、総合評価制度の導入、道路特定財源の問題等、諸問題が山積しております。特に政府の入札契約制度の改革への取組みについては、自民党の品確議連において昨年公表された提言について、各省庁の施策に対する意見交換が行われるなど、引き続き検討が続けられております。

また、今国会で審議されている独占禁止法の改正案については、課徴金の対象となる違反行為に「不当廉売」を追加したほか、課徴金算定率の引き上げ、課徴金減免制度の適用の拡充などが盛り込まれ、更に、審判手続きについては来年度中の全面見直しが検討されることとなるなど、今後の動向を注視していく必要があります。

このような諸課題への対応については、各都道府県協会と連携してこれまで以上に積極的に取り組んでいく所存でありますので、皆様の一層のご支援とご協力をお願い申し上げます。

最後に、皆様方のご健勝と各都道府県協会並びに会員企業のますますのご隆盛・ご発展を祈念いたしまして、挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。